

議案第 1 1 号

市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市職員退職手当支給条例（昭和 2 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「6 月以上」を「1 2 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 2 3 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6 月以上）」に、「雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）」を「同法」に、「同法第 2 3 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第 2 3 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「6 月以上」を「1 2 月以上（特定退職者にあっては、6 月以上）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 1 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正を踏まえ、失業者の退職手当について、原則として勤続期間が12月以上あることを受給資格要件とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。